



鹿児島市中央卸売市場魚類市場再整備基本計画

平成24年3月
鹿児島市

はじめに

鹿児島市中央卸売市場は、全国で7番目、九州では最初の中央卸売市場として、昭和10年4月12日に開設認可されております。

水産物を取り扱う魚類市場は、開設当初、青果市場と併設しておりましたが、取扱数量の増大や車両の増加などにより敷地内が窮屈になったこと、また、施設の老朽化などの理由から、昭和42年4月1日、青果市場と分離して現在地に移転し、今日に至るまで南九州の水産物の流通拠点として広く消費者の食生活を支え、その役割を果たしてまいりました。

しかし、水産物卸売市場を取り巻く環境は、生産者及び消費者のニーズの変化や流通の一層の多様化、東日本大震災による水産物の供給への影響など大きく変化してきており、また、全国的な取扱高の減少などもあって、大変厳しい状況が続いております。一方、本市魚類市場は、移転から44年が経過し、施設の老朽化が顕著であることから、再整備は喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、平成20年度に策定した「鹿児島市中央卸売市場整備計画」に基づき、本市魚類市場の目指す姿と達成目標を明らかにし、それらを実現するために必要な取組みと、市場施設の整備を推進するため、市場関係業者の皆様と一体となって、この「鹿児島市中央卸売市場魚類市場再整備基本計画」を策定いたしました。

再整備基本計画では、食の安全・安心を確保するためのコールドチェーン確立はもとより、立地特性を活かした食育や観光への寄与など、新たに本市魚類市場に求められている機能や役割も果たせるように、再整備をはじめとした、活性化のための具体的施策に取り組むことといたしております。本市魚類市場が、魅力と活力にあふれた機能的な市場となり、鹿児島の「食」の魅力を伝える発信拠点となるよう、引き続き市場関係業者の皆様方と一緒に取り組んでまいりますので、温かいご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様をはじめ、鹿児島市魚類市場整備検討委員会並びに市場関係業者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

平成24年3月

鹿児島市長

森 博 幸



目 次

序章 中央卸売市場の意義	1
第1章 再整備基本計画策定の趣旨	2
1 鹿児島市中央卸売市場整備計画の概要	2
2 国の卸売市場整備基本方針等の概要	2
(1) 第9次卸売市場整備基本方針	
(2) 第9次中央卸売市場整備計画	
3 再整備基本計画の趣旨及び位置づけ	3
(1) 趣旨	
(2) 再整備基本計画の位置づけ	
4 再整備基本計画の計画期間	3
第2章 魚類市場の現状	4
1 本市魚類市場の状況	4
(1) 沿革	
(2) 立地状況	
(3) 施設概要	
(4) 施設状況	
(5) 取扱高の状況	
(6) 経営の状況	
2 本市魚類市場の特長と課題	10
(1) 活かすべき特長	
(2) 改善すべき課題	
第3章 再整備基本方針	12
1 本市魚類市場の目指す姿	12
(1) 基本コンセプト	
(2) 基本目標	
2 再整備における基本的な考え方	13
3 取扱数量の達成目標	13
第4章 再整備基本計画	14
1 計画概要	14
2 活性化のための具体的施策	14
(1) 機能的な市場	
(2) 活力ある市場	
(3) 魅力ある市場	
(4) 災害等に対する取り組み	
3 本市魚類市場の重点戦略	22
(1) 商品の価格形成力の確立	
(2) 商品の集荷拡大と小売支援活動による販路拡大	
(3) 市民等からの支持拡大と魚食普及の強化	
4 市場施設の再整備	23
(1) 建築計画	
(2) 主要諸室計画	
(3) 建替計画	
5 整備に係る概算事業費	27
第5章 再整備基本計画の推進体制	28
1 再整備基本計画の推進体制	28
(1) 再整備の手法	
(2) 推進体制	
2 推進スケジュール	29
3 再整備後における開設者の管理・運営体制及び施策の推進	29
再整備基本計画の策定経過	30
用語解説	34

*印の語句は、用語解説をご参照ください。
本編で最初に登場した語句に印があります。

序章 中央卸売市場の意義

水産物や青果物などの生鮮食料品は一般の商品と異なって、鮮度（商品価値）が低下しやすく、長期にわたる貯蔵が困難です。また、需要の変動が小さいにもかかわらず、供給は安定せず、生産量の変動が極めて大きいという性質があります。

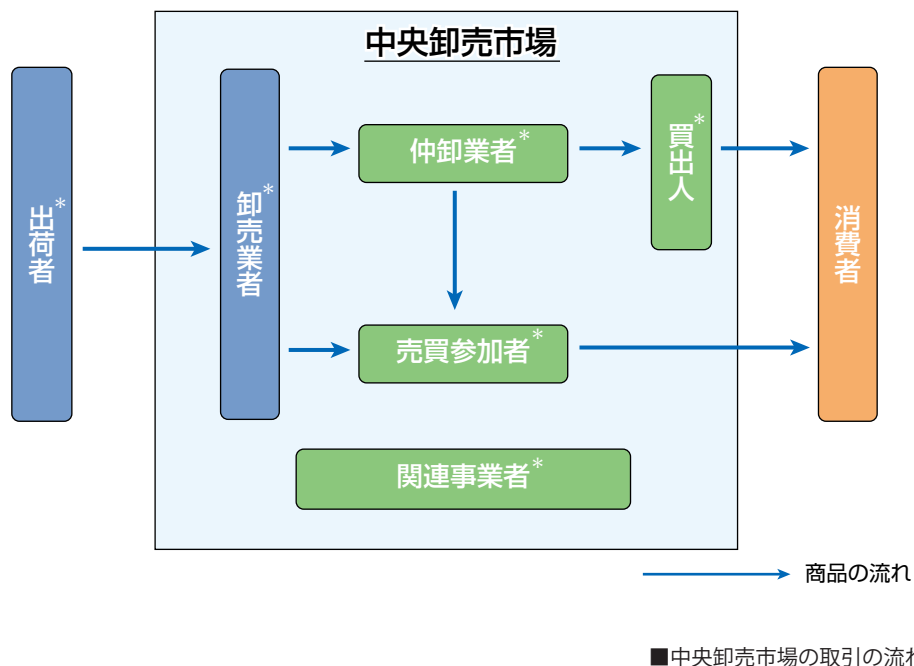
そのため、毎日の食生活に欠かすことのできない安全・安心な生鮮食料品を、安定的な価格で、継続的に供給する重要な役割を中央卸売市場*は担っています。

その役割を果たすため、中央卸売市場には、

- ・ 出荷者からの大量な商品を引き受け、小売業などの需要者*へ分けて出荷する
- ・ 多種多様な品目を豊富に品揃えする
- ・ 商品の鮮度を維持する
- ・ 商品の適正な価格形成を行う
- ・ 販売代金の確実迅速な決済を行う
- ・ 需給に係る情報の収集や伝達を行う

などの機能があります。

このように、公益性が高く、かつ大規模な施設と経費を要する中央卸売市場は、農林水産大臣の認可を受けて、本市などの地方公共団体により開設・運営されています。また、消費者と出荷者をつなぐ場所として、市民・県民をはじめ、幅広い消費者の食生活の安定に努めています。



第1章 再整備基本計画策定の趣旨

1 鹿児島市中央卸売市場整備計画の概要

本市では、食の安全・安心への関心の高まりや生産及び流通構造の変化、また、少子高齢化の進行や単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化による食生活の変化など、卸売市場を取り巻く状況を踏まえ、中長期的な観点から施設整備をはじめとする、将来あるべき方向性を明確にし、その方向性に基づいたハード・ソフトの両面について検討を行い、健全な市場運営を目指すことを目的として、「鹿児島市中央卸売市場整備計画」（以下「本市整備計画」という。）を平成20年度に策定しました。

本市整備計画では、中央卸売市場魚類市場（以下「本市魚類市場」という。）について、移転開業後既に40年以上が経過し、経年劣化や海に面していることによる施設の老朽化が著しく、施設の再整備が急務となっていること、また、本市のほぼ中心部に位置し、奄美大島・沖縄等の離島航路の窓口である鹿児島港新港区や主要国道等の幹線道路に近接していることなど、流通拠点としては恵まれた環境にあることから、現在地での再整備を進めることとしています。

2 国の卸売市場整備基本方針等の概要

農林水産大臣は、卸売市場法*に基づき、卸売市場の整備を図るための基本方針（以下「卸売市場整備基本方針*」という。）及び中央卸売市場の整備を図るための計画（以下「中央卸売市場整備計画*」という。）を、おおむね5年ごとに定めています。

(1) 第9次卸売市場整備基本方針

第9次の卸売市場整備基本方針は、卸売市場が最近の情勢の変化に的確に対応し、その機能を十全に発揮していく観点から見直されたもので、平成22年10月に策定・公表されました。

その中では、次のようなことを基本とし、卸売市場の整備及び運営を行うことが求められています。

- ① コールドチェーン*システムの確立をはじめとした生産者及び実需者*のニーズへの的確な対応
- ② 公正かつ効率的な取引の確保
- ③ 食の安全や環境問題等の社会的要請への適切な対応
- ④ 卸売市場間の機能・役割分担の明確化による効率的な流通の確保
- ⑤ 卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
- ⑥ 経営戦略的な視点を持った市場運営の確保

また、「卸売市場間の機能・役割分担の明確化による効率的な流通の確保」に関して、大型産地からの荷を大量に受け、周辺の市場と連携した流通を行う役割を担う中央卸売市場を「中央拠点市場」として位置づけ、その機能強化を進めることを求めています。

(2) 第9次中央卸売市場整備計画

第9次の中央卸売市場整備計画は、第9次卸売市場整備基本方針に即して、平成23年3月に策定・公表されたものです。

その中では、東日本大震災の発生などを踏まえ、「中央卸売市場の整備に当たっては、災害等にも備えつつ、生鮮食料品等の安全を確保し、消費者等の安心につながるように留意する」との考え方が示されています。また、本市魚類市場は、「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として記載されています。

なお、第9次卸売市場整備基本方針で示された中央拠点市場も記載されており、全国の水産物を取り扱う中央卸売市場の内、10市場が位置づけられています。本市魚類市場は、中央拠点市場に該当していません。

3 再整備基本計画の趣旨及び位置づけ

(1) 趣旨

この「鹿児島市中央卸売市場魚類市場再整備基本計画」（以下「再整備基本計画」という。）は、本市魚類市場の目指す姿と達成目標を明らかにし、それらを実現するために必要な取り組みと、市場施設の現在地における建て替え整備の基本的な計画について策定するものです。

また、完成後の維持管理を見据え、合理的で持続可能な市場運営を図る計画とします。

(2) 再整備基本計画の位置づけ

再整備基本計画は、本市整備計画に基づき策定し、基本設計の指針として位置づけるとともに、本市の最上位計画である「第五次鹿児島市総合計画」に沿った計画とします。

また、国の第9次卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画の基本的な考え方などを反映します。

再整備基本計画の推進にあたっては、水産業振興の面で鹿児島県と連携するとともに、本市の他の個別計画などとの整合に留意します。

4 再整備基本計画の計画期間

計画期間は、平成24年度から平成30年度までとします。

第2章 魚類市場の現状

1 本市魚類市場の状況

(1) 沿革

本市中央卸売市場は昭和10年4月12日に開設認可されました。全国で7番目、九州では最初の中央卸売市場です。

本市魚類市場（魚類部）は、開設当初青果市場（青果部）と併設していましたが、取扱数量の増大や車両の増加などにより敷地内が窮屈になったこと、また、施設の老朽化などの理由から、昭和42年4月1日、青果市場と分離して現在地に移転し、今日に至るまで南九州の水産物の流通拠点として、広く消費者の食生活を支えています。

主な沿革は、次のとおりです。

昭和10年	11月	洲崎町（現在の住吉町）で業務開始
昭和42年	4月	魚類部が城南町へ移転、魚類市場の業務開始
昭和63年	3月	卸売場増築
平成2年	7月	仲卸売場増築
平成5年	12月	自走式立体駐車場完成
平成6年	3月	発泡スチロール処理施設完成
平成19年	4月	低温卸売場施設完成
平成21年	3月	鹿児島市中央卸売市場整備計画策定

(2) 立地状況

① 位置

所在地：鹿児島市城南町37番地2

- ・ 本市の中央地域中央地区に位置しています
- ・ 天文館などの市街地に近接しています
- ・ 住宅地から離れた準工業地域*・臨港地区*に位置しています
- ・ 主要国道等の幹線道路に近接しています
- ・ 敷地の東方向には桜島が位置しています



② 周辺環境

- ・ 奄美大島・沖縄等の離島航路の窓口である鹿児島港新港区に隣接しています
- ・ 種子島・屋久島等の離島航路の窓口である鹿児島港本港区内に位置しています
- ・ 複合商業施設の「ドルフィンポート」や「かごしま水族館」などの観光スポットが周辺に位置しています

③ 気象

- ・ 夏場の最高気温は、35℃を超えることもあります
- ・ 桜島の火山活動により、風向きによっては火山灰の影響を受けやすく、特に夏場は、年間を通じて最も降灰の多い時期に該当します
- ・ 夏から秋にかけて、大潮の時期と台風などが重なると、海水が卸売場へ浸水することもあります

(3) 施設概要

① 敷地概要

ア. 水揚げ場【下図 A】

- 敷地西側は、漁港区に指定された港湾施設に面しており、船からの直接水揚げが可能です

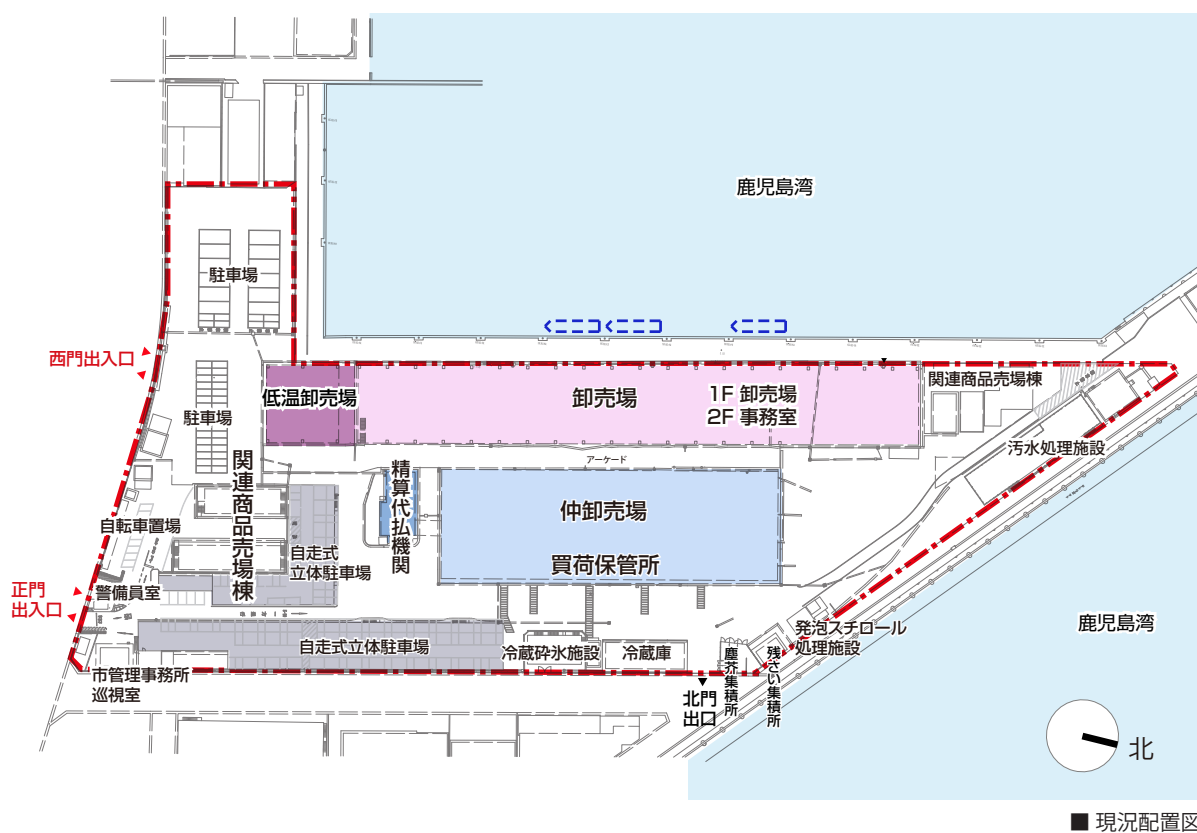


敷地概要	
1. 敷地面積	30,151 m ²
2. 用途地域*	都市計画区域内 準工業地域
3. 建ぺい率 / 容積率	70% (角地緩和により 60 + 10%の緩和) / 200%
4. 防火地域*	指定なし
5. 高度地区*	指定なし
6. その他の地区	臨港地区 特別用途地区* (特定建築物制限地区)

② 施設規模

- ・ 延床面積 : 18,475 m²

名 称	面 積	名 称	面 積
卸売場 (うち低温卸売場)	5,784m ² (246m ²)	冷蔵庫	200m ²
仲卸売場	2,592m ²	冷蔵砕氷施設	320m ²
事務室	3,091m ²	自走式立体駐車場	2,672m ²
買荷保管所	1,143m ²	発泡スチロール処理施設	60m ²
関連商品売場棟	926m ²	その他	1,687m ²



(4) 施設状況

① 建物の老朽化等

- ・ 現在地への移転から44年が経過し、卸売場天井仕上げの落下や塩害によるものと思われる鉄筋の爆裂も見受けられるなど老朽化が顕著であり、安全性に懸念があります
- ・ 既存建築物は、旧耐震構造の建築物*ですが、耐震改修は非常に困難です
- ・ 卸売場の柱には、トラックやフォークリフト等の衝突などによるコンクリートの剥落があります
- ・ 一部の設備機器には、塩害による腐食や劣化の激しい箇所があります
- ・ 施設の構造は、市民などの安全な市場見学に未対応です



■ 老朽化の状況

② 時代に合わない衛生管理機能

- ・ 卸売場は、開放型のピロティ構造*となっているため、搬入から搬出までの間、外部に近い環境下において商品が取り扱われており、特に夏場には、高い気温による鮮度への影響や商品への火山灰の付着が懸念されます
- ・ 開放型の構造上、卸売場内で車両が走行でき、人の出入りの制限ができないことから、衛生管理エリアとその他のエリアとの線引きが曖昧です
- ・ 卸売場内に入場する際の長靴の洗浄方法など、施設の衛生管理機能は時代に合わない状況です



■ 開放型のピロティ構造



■ 時代に合わない衛生管理

(5) 取扱高の状況

① 全国の中央卸売市場における状況

次のような水産業や中央卸売市場を取り巻く環境により、全国の中央卸売市場における取扱高（取扱数量・金額）は年々減少傾向にあります。

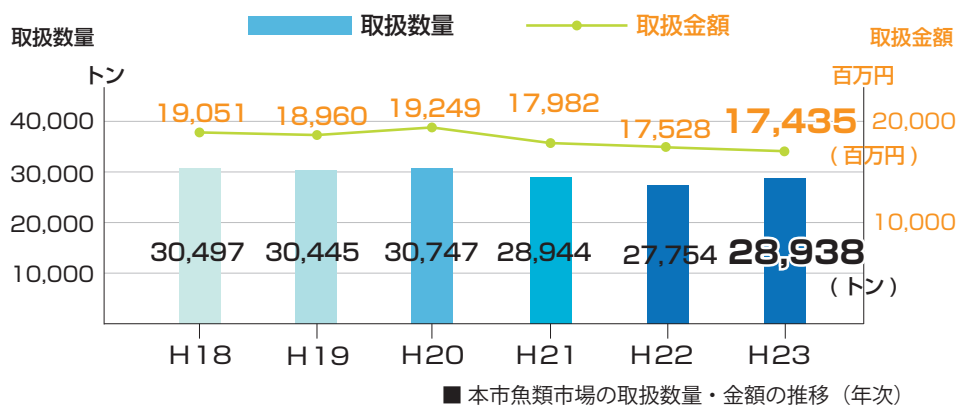
- ・ 水産の動向全般としては、世界人口の増加などに伴う水産物の需要は年々増加をたどる一方、国際的に水産資源は減少傾向にあり、各国の水産資源管理の強化などにより、遠洋漁業からの撤退が進行しています
- ・ 国内では、漁業就業者の高齢化や漁船の高船齢化の進行により、漁業生産力が低下の一途をたどっています
- ・ 輸入品の増加などによる市場外取引の増大など、卸売市場において、流通構造が変化しています
- ・ 少子高齢化の進行や人口減少局面への移行などにより、消費量は減少傾向にあります
- ・ 単身世帯の増加やライフスタイルの変化などにより、消費者の「魚離れ」が進行しています

また、全国の水産物供給に大きな役割を果たすとともに、他の地域の水産業も支える様々な機能を果たしてきた三陸地方をはじめとする東北地方太平洋沿岸地域は、東日本大震災によって甚大な被害を受け、水産物供給への影響が懸念されています。

参考文献：水産庁「平成22年度 水産白書」

② 本市魚類市場における状況

本市魚類市場も、全国の中央卸売市場と同様に、取扱高は年々減少傾向にあります。



(6) 経営の状況

- ・ 卸売業者及び仲卸業者の経営環境は、取扱高の減少に伴い、悪化する傾向にあります
- ・ 小規模鮮魚店など（売買参加者・買出人）は、量販店*の拡大や魚の消費減少、また、従業員の高齢化や後継者不足により、減少傾向にあります
- ・ 開設者*の財政状況は、市場使用料の減少などにより、厳しくなっています

2 本市魚類市場の特長と課題

本市魚類市場には、今後の市場運営や建て替え整備を行うにあたり、次のような活かすべき特長と改善すべき課題があります。

(1) 活かすべき特長

① 立地の特長

- ・ 主要国道等の幹線道路に近接
- ・ 天文館など市街地に近い立地条件
- ・ 船からの直接水揚げに対応できる産地市場*としての機能
- ・ 60万鹿児島市民をはじめ、県内各地の消費者に供給できる消費地市場*としての機能
- ・ 奄美地方や種子島・屋久島地方などの離島航路の窓口である港に近接

② 市場取引の特長

- ・ 生鮮カツオの高い水揚げ量
- ・ 地元量販店による高い取引量
- ・ 精算代払機関*の設置による市場内取引の決済機能
- ・ 他の中央卸売市場と比較して、高いせり売り*の割合（金額ベース）
- ・ 他の中央卸売市場と比較して、高い委託集荷*の割合（金額ベース）

③ 周辺環境などの特長

- ・ 開設区域*（鹿児島市内）におけるアジなどの青物の高い消費量
- ・ 鹿児島県ホテル旅館組合と連携した観光客向け市場見学への取組

(2) 改善すべき課題

① 施設の課題

- ・ 顕著な老朽化
- ・ 夏場における売場施設の温度管理と、建物内への火山灰の飛散
- ・ 時代に合わない衛生管理
- ・ 衛生管理エリアとその他のエリアとの線引きが曖昧
- ・ 煩雑な作業動線と物流動線
- ・ 市場内の安全な動線の整理
- ・ 荷捌き及び配送スペースの不足
- ・ 駐車場及び市場関係業者*事務室の不足
- ・ 使用する井水（海水）の衛生管理
- ・ 市民などの見学における安全確保

② 市場運営の課題

- ・ 取扱高の減少傾向
- ・ 衛生管理ルールの不徹底
- ・ 開設者を含めた、市場関係業者間の情報共有
- ・ 大口需要者による市場外流通
- ・ 卸売業者、仲卸業者及び小規模鮮魚店など（売買参加者・買出人）の経営環境の悪化
- ・ 仲卸業者及び小規模鮮魚店などの従業員高齢化や後継者不足
- ・ 開設者の厳しい財政状況
- ・ 鹿児島地魚などの地産地消*や食育*に関する取組や周知不足
- ・ 廃棄物の発生抑制
- ・ 環境負荷の低減

③ 周辺環境を含めた課題

- ・ 市民などに対する本市魚類市場の役割や機能に関する周知不足
- ・ 市民や観光客などに対する受け入れ体制
- ・ 県外観光客などに対する誘客体制
- ・ 天文館などの市街地や周辺観光スポットとの回遊性
- ・ 本市魚類市場への公共交通手段がないため、通勤も含め市民にとっては交通アクセスの悪い立地

第3章 再整備基本方針

1 本市魚類市場の目指す姿

(1) 基本コンセプト

食・生きいき！南の発信拠点

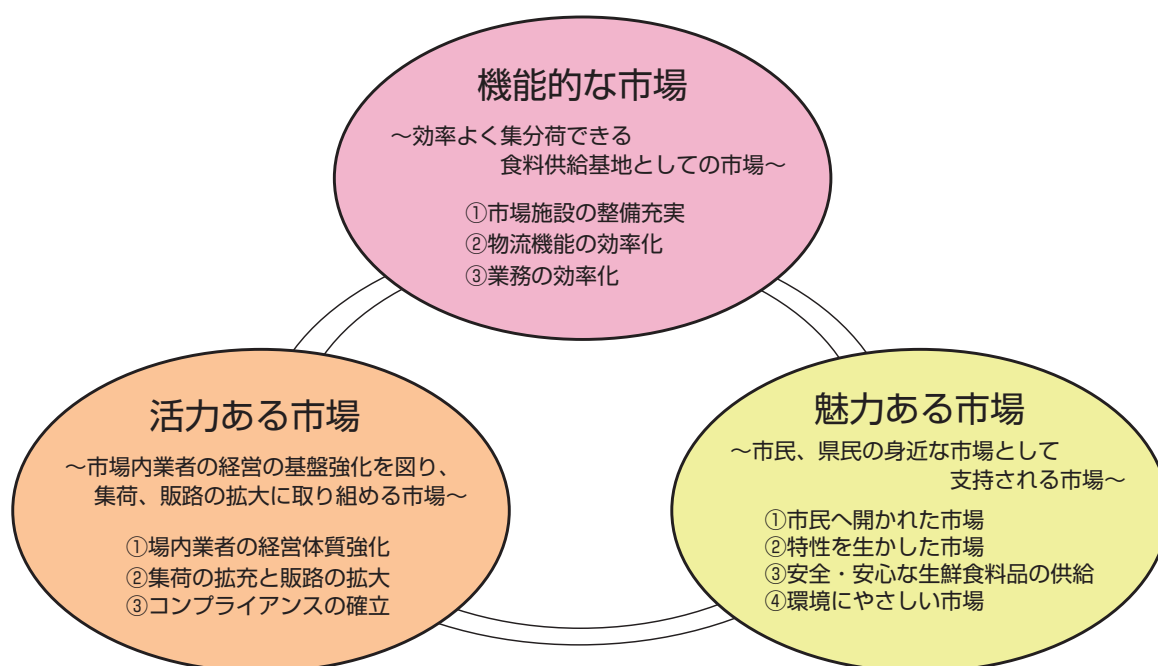
— 魅力と活力にあふれた機能的な市場づくり —

市場関係業者のニーズを集約し、南の食の発信拠点として、本市魚類市場の個性を活かし、市民をはじめとする消費者に安全・安心な生鮮食料品を効率的に供給できる、魅力と活力にあふれた機能的なあたらしい魚類市場を実現します。

また、東日本大震災の発生などを踏まえ、災害等にも備えた整備や取り組みを行います。

(2) 基本目標

『機能的な市場』・『活力ある市場』・『魅力ある市場』の3つの基本目標を柱とし、ハード・ソフトの両面から、目標を達成するための施策を展開します。



2 再整備における基本的な考え方

再整備は、次のような基本的な考え方により推進します。

機能向上を図る整備

- ① 食の安全・安心を確保するため、コールドチェーンを確立します。
- ② 市場内物流の効率化を図るため、合理的で利便性の高い動線計画とします。
- ③ 環境負荷の軽減を図るため、温室効果ガス*排出量の低減を見据えた施設整備を推進します。
- ④ 設計の段階で、地震による液状化*対策など災害対策を行います。

適正規模での整備

- ⑤ 市場施設の長寿命化を見据えるとともに、施設整備から完成後の維持管理までのライフサイクルコスト（LCC）*縮減に努めます。
- ⑥ 現在地において市場運営を継続しながら再整備を行います。
- ⑦ 本市財政への負担軽減を図り、適正規模での整備を推進するため、基本設計の段階において、国の交付金等の活用を具体的に検討するとともに、完成後の施設使用料を見据えながら市場関係業者と協議します。

市民に親しまれる施設整備

- ⑧ 60万鹿児島市民をはじめとした消費者から親しまれ、継続的な支持を得られるように、施設整備に取り組みます。
- ⑨ あたらしい市場がランドマーク*としての役割を果たせるように整備します。

3 取扱数量の達成目標

全国の中央卸売市場における取扱数量は減少傾向ですが、本市魚類市場は、市場施設の建て替え整備を推進することで、コールドチェーンを確立し、取扱商品の安全面・衛生面の向上を図り、引き続き中央卸売市場として開設・運営します。取扱数量の増大を目指し、出荷者及び需要者に対しては、あたらしい市場を活用することにより集荷と販路の拡大を図り、消費者に対しては、鹿児島地魚をはじめ、水産物の魅力を伝えることなどにより需要喚起につなげ、市場一体となって目標達成に取り組みます。

取扱数量：3万トン

(再整備工事完了の翌年度)

第4章 再整備基本計画

1 計画概要

再整備基本方針に基づき、市場の活性化のために必要な施策と、市場施設の建て替え再整備を、開設者と市場関係業者が互いに協力し、一体となって推進します。

2 活性化のための具体的施策

取扱数量の目標を達成するために、3つの基本目標に基づき、活性化策をまとめました。

また、東日本大震災の発生などを踏まえ、災害対策に取り組みます。

これらの施策に、開設者と市場関係業者それぞれが、果たすべき役割を十分理解した上で、一体となって取り組みます。

(1) 機能的な市場

基本目標	項目	施策
機能的な市場	① 市場施設の整備充実	<p>ア 品質管理、衛生管理への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者は、コールドチェーンを確立するため、衛生管理機能が高く温度管理ができる閉鎖型売場施設を整備します 開設者は、^{たかゆかしき}高床式のドックシェルター*などの整備により密閉性を高め、清浄度に応じて、衛生管理エリアとその他のエリアを線引きします 開設者は、陸路と海路の両方からの搬入に対応するため、卸売場内で販売する魚種に応じて、高床式（プラットホーム式*）売場とフラット式売場*を整備します 開設者は、冷凍品・塩干物や氷による保冷が困難なウニなどの特種物の販売に対応するため、低温卸売場を整備します 開設者は、施設の衛生を維持するため、洗浄が容易で衛生管理に配慮した構造や設備を導入します 開設者及び市場関係業者は、衛生管理機能の向上を図るため、海水浄化施設を整備します 卸売業者は、鹿児島地魚など商品の付加価値を高めるため、活魚槽を設置します <p>イ 施設、設備の老朽化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者は、長寿命化を見据えた施設整備を検討します 開設者は、市場運営を考慮した上で、施設利用者の誰もが安全かつ快適に利用できるよう、施設整備を行います <p>ウ 適正規模の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者は、完成後の業務内容や機能、施設使用料などを見据えながら、市場関係業者と協議し、適正規模の施設整備を図ります

基本目標	項目	施策
機能的な市場	② 物流機能の効率化	<p>ア 集分荷施設などの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者は、降雨や降灰など天候の影響を受けにくくするため、卸売場搬入口や搬出口に庇を整備します <p>イ 市場内動線の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者は、効率的で利便性の高い作業動線及び物流動線を計画します
	③ 業務の効率化	<p>ア 業務のアウトソーシング*</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者及び市場関係業者は、完成後の維持管理を見据えて、それぞれが担う業務を協議し、業務負担の軽減やアウトソーシングの推進など、ランニングコスト*の縮減に努めます <p>イ IT化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場関係業者は、業務の効率化を図るため、IT化を一層推進し、従業員に対するIT教育を実施します 開設者は、市場関係業者からの各種報告書などの電子化を進めます 開設者及び市場関係業者は、国の第9次卸売市場整備基本方針における市場間の情報発信機能などについて検討します

(2) 活力ある市場

基本目標	項目	施策
活力ある市場	① 場内業者の経営体質強化	<p>ア 提携や合併への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者は、関係機関から必要な情報の収集を行い、市場関係業者へ提供します <p>イ 業務の共同化による経費節減</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲卸業者などは、作業効率の向上や経費の節減を図るため、商品の搬送業務の共同化などを研究します <p>ウ 経営の合理化及び効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者は、卸売業者及び仲卸業者の経営状況を把握し、経営改善に関する指導・助言を行います 開設者は、卸売業者及び仲卸業者などの経営改善に役立つ講習会などを実施します 卸売業者は、経営の合理化や業務の効率化に取り組みます
	② 集荷の拡充と販路の拡大	<p>ア 産地や大口需要者のニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者、卸売業者及び仲卸業者は、出荷者や大口需要者のニーズを把握するため、意見交換会を実施します 卸売業者は、「かごしま旬のさかな*」など、鹿児島地魚の集荷体制強化を図ります 開設者、卸売業者及び仲卸業者は、出荷者又は需要者に対して、集荷・販路の拡大を図るため、温度管理や衛生管理機能が向上したあたらしい市場をPRします 開設者及び卸売業者は、出荷者が効率的に水揚げできるよう、関係機関に働きかけます <p>イ 外食・中食^{なかしょく}*産業や加工業の取込み</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売業者及び仲卸業者は、販路を拡大するため、量販店や専門小売業者、外食・中食産業など、それぞれに応じたきめ細やかな小売支援活動を強化します <p>ウ 広域的な販売戦略の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者及び市場関係業者は、再整備を契機に、あたらしい市場の愛称やロゴマークを制定し、それらを活用し、市場関係業者の販売力向上を図ります

基本目標	項目	施策
活力ある市場	③ コンプライアンス*の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開設者は、法令等に関する講習会の実施や法令遵守に関する案内表示板等の設置により、市場関係業者の意識向上を図ります ・ 卸売業者及び仲卸業者は、企業行動規範*の策定を推進します ・ 開設者は、再整備を契機に、わかりやすい市場内ルールの見直しに取り組み、ルールブックの作成・配布により、その周知を徹底します ・ 開設者は、許可する者以外の卸売場への入場制限を徹底します

(3) 魅力ある市場

基本目標	項目	施策
魅力ある市場	① 市民へ開かれた市場	<p>ア 水産物情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者及び市場関係業者は、鹿児島の水産物の魅力を伝えるため、報道機関などとの連携やホームページの活用により、地魚を使った郷土料理のレシピや旬のさかな、初せりなどの情報をPRします 開設者は、魚食普及を図るため、新聞やホームページに掲載する「買いごろ・食べごろ*」記事を充実します 開設者及び市場関係業者は、魚食普及を図るため、「いおの日*」（毎月10日）の関連イベント実施を検討します <p>イ 市場の一般開放</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者及び市場関係業者は、本市魚類市場の機能や役割を市民に認識してもらえるように、また魚食普及を図るため、模擬せりなどが体験できる市場見学や市場まつりを開催します 開設者は、本市中央卸売市場の機能や役割と水産物や青果物の魅力を伝えるため、青果市場と連携したイベントを開催します 開設者及び市場関係業者は、市民と一体となって盛り上げていける市民参加型イベントの実施を検討します 開設者は、効率的かつ円滑な市場運営と見学者の安全に配慮した見学ルートを整備します 開設者は、外国人観光客の来場を見据え、外国語を併記した一般来場者用の案内表示板を設置します 開設者は、市民等の公共交通手段を確保するため、関係機関に働きかけます <p>ウ 食育への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者及び市場関係業者は、鹿児島地魚をはじめとする水産物の魅力を伝えるため、地元の小・中学校と連携し、市場内における体験学習や給食への食材提供、出前授業の実施を検討します 開設者は、再整備を契機に、本市の観光や食育への取り組みの一環として、ウォーターフロント施設と連携を図り、修学旅行や社会科見学を誘致します 魚類市場魚食普及協議会*は、青果市場と連携した料理教室などを実施します

基本目標	項目	施策
魅力ある市場	② 特性を生かした市場	<p>ア ブランド商材の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場関係業者は、鹿児島地魚の集荷と販売を強化するとともに、魚種を選定し、ブランド化を検討します <p>イ 地域密着型の市場</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者は、魚食普及を図るため、市場内に調理室の整備を検討し、魚類市場魚食普及協議会は、他の公共施設なども活用しながら、魚のさばき方などの料理教室を開催します 開設者及び市場関係業者は、再整備を契機に、市民や県民に身近な市場とするため、あたらしい市場の愛称やロゴマークを制定します
	③ 安全・安心な生鮮食料品の供給	<p>ア 品質管理・衛生管理体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売業者及び仲卸業者は、再整備を契機に、さらに衛生管理意識を徹底するため、品質管理の高度化に向けた規範*に基づき、品質衛生管理の実施を徹底します <p>イ 衛生検査機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者は、安全・安心な生鮮食料品の供給を行うため、今後の国の動向も見ながら、衛生検査機関などと連携し、検査体制のあり方について研究します <p>ウ 市場関係業者の衛生意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者は、生鮮食料品の管理体制の充実を図るため、衛生検査機関などと連携し、市場関係業者への講習会などを実施します 開設者及び市場関係業者は、市場内の禁煙を推進する中で、喫煙ルールを徹底します <p>エ 美化活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 魚類市場連絡協議会*は、中心となって美化活動を促進します 開設者及び市場関係業者は、衛生意識の向上や美化活動の促進を図るため、一斉清掃を実施します <p>オ 原産地表示の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売業者及び仲卸業者などは、関係機関と連携を図り、適正な原産地表示を実施します 卸売業者及び仲卸業者などは、国際化の進展による増加が予想される外国産水産物の取引にあたっては、関係機関と連携をとり、表示などの確認を徹底します

基本目標	項目	施策
魅力ある市場	④ 環境にやさしい市場	<p>ア 排気ガスの抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場関係業者は、建物内で使用するフォークリフトやターレット*など特殊車両の電動化を推進します 開設者は、設計の段階で、電動車両用充電設備の整備を検討します 開設者及び市場関係業者は、市場全体でアイドリングストップ*を推進します <p>イ エネルギー使用の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者は、太陽光発電設備をはじめとするエネルギー再資源化設備の導入を検討します 開設者は、施設エネルギー負荷軽減とヒートアイランド現象*を抑制するために、壁面緑化*などの整備を検討します 開設者及び市場関係業者は、再整備を契機に、消費エネルギーの小さいLED照明の採用を進めます 開設者及び市場関係業者は、温室効果ガスの削減について目標を設定し、その達成に努めます <p>ウ 資源の有効利用（3R*の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者及び市場関係業者は、市場内で発生する廃棄物の発生抑制や、残さいの再資源化をはじめとする3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進します 卸売業者などは、廃棄物の減量化や長期的な物流資材の削減のため、通い容器の導入を検討します

(4) 災害等に対する取り組み

集積拠点としての物流集積機能の確保や、中央卸売市場の持つ本来の機能と役割が維持できるように、次のような災害対策に取り組みます。

① 災害等への備え

- ・ 開設者は、市場関係業者と連携し、「鹿児島市地域防災計画*」に即した災害対策マニュアルを作成します
- ・ 開設者及び市場関係業者は、「災害対策マニュアル」に基づく対応及び訓練を実施します
- ・ 開設者は、国の中央防災会議などの動向を見るなど、災害等への対策に関する情報を収集し、必要な対応を検討します
- ・ 開設者は、設計の段階で、地震による液状化対策など災害対策を行います
- ・ 開設者、卸売業者及び仲卸業者等は、事業継続計画（BCP）*を作成し、または必要に応じて見直すとともに、災害時等においても業務を確実に継続できるような体制の確立に努めます

② 災害等発生後の対応

- ・ 災害等発生直後、開設者は、市場関係業者と連携し、市場内にいる人々の生命の安全を確保します
- ・ 開設者及び市場関係業者は、災害が収まった段階で、施設を復旧します
- ・ 開設者及び市場関係業者は、互いに連携し、物流機能の回復に取り組みます

3 本市魚類市場の重点戦略

本市魚類市場は、取扱数量の目標達成に向けて、目指す姿を実現するとともに、食の安全・安心を確保し、価格形成力を持った、市民へ開かれた市場となるために、開設者と市場関係業者が一体となって、次に掲げる項目を重点的に取り組みます。

(1) 商品の価格形成力の確立

あたらしい市場がコールドチェーンの一翼を担うことにより、鮮魚の商品価値を維持するとともに、活魚槽の設置などにより、取扱商品の付加価値を高めることで、市場としての価格形成力を確立します。

- ・ 開設者は、コールドチェーンを確立するため、衛生管理機能が強く温度管理ができる閉鎖型売場施設を整備し、市場関係業者は、取扱商品の鮮度維持を図ります
- ・ 卸売業者は、「かごしま旬のさかな」など、鹿児島地魚の集荷体制の強化を図るとともに、商品の付加価値を高めるため、活魚槽を設置します
- ・ 市場関係業者は、鹿児島地魚の集荷と販売を強化するとともに、魚種を選定し、ブランド化を検討します

(2) 商品の集荷拡大と小売支援活動による販路拡大

出荷者と量販店などの需要者との間に位置する中間流通の立場で、それぞれのニーズを把握し、きめ細やかに対応する機能を強化するとともに、あたらしい市場を活用することにより、集荷と販路の拡大を図ります。

- ・ 開設者、卸売業者及び仲卸業者は、出荷者や大口需要者のニーズを把握するため、意見交換会を実施します
- ・ 開設者、卸売業者及び仲卸業者は、出荷者や需要者に対して、集荷・販路の拡大を図るため、温度管理や衛生管理機能が向上したあたらしい市場をPRします
- ・ 卸売業者と仲卸業者は、販路を拡大するため、量販店や専門小売店、外食・中食企業など、それぞれに応じたきめ細やかな小売支援活動を強化します

(3) 市民等からの支持拡大と魚食普及の強化

市民・県民をはじめとした消費者に対して、参加型イベント開催などの施策を積極的に展開することで、あたらしい市場や鹿児島地魚などの水産物の愛好者を獲得し、水産物の需要喚起と継続的な支持につなげていくことで、取扱数量の増大を図ります。

- ・ 開設者及び市場関係業者は、本市魚類市場の機能や役割を市民に認識してもらえるように、また魚食普及を図るため、模擬せりなどが体験できる市場見学や市場まつりを開催します
- ・ 開設者及び市場関係業者は、再整備を契機に、市民や県民に身近な市場とするため、あたらしい市場の愛称やロゴマークを制定します
- ・ 開設者は、効率的かつ円滑な市場運営と見学者の安全に配慮した見学ルートを整備します

4 市場施設の再整備

重点戦略をはじめ、各施策を具体的に推進できるように、市場施設の整備を計画します。市場関係業者のニーズに対応したコールドチェーンを確立することで、これまで以上に安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給し、消費者や出荷者からの信頼を得ることで、取扱数量の増大につなげます。

(1) 建築計画

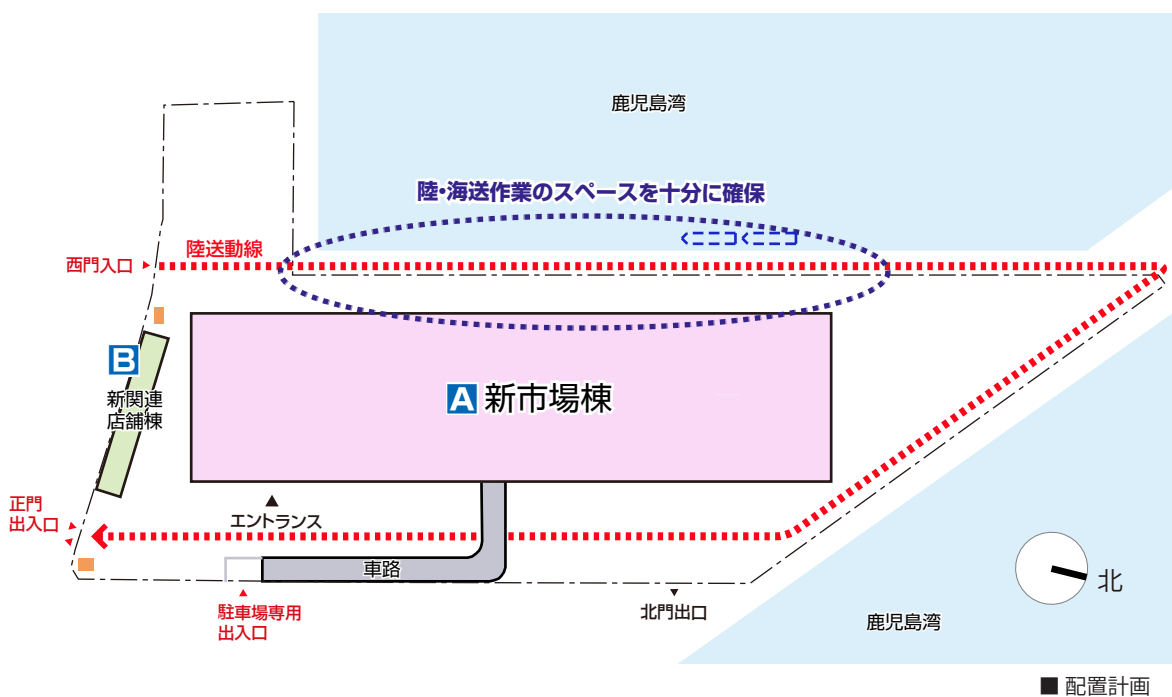
① 配置計画

ア．新市場棟【下図 A】

- ・ 搬入及び搬出時の十分な作業スペースを建物周囲に確保するため、敷地中央に配置します

イ．その他関連施設【下図 B】

- ・ 敷地内車両動線に配慮し、配置します



② 動線計画

作業効率や品質管理を考慮して、既存施設同様、取引商品は鹿児島湾に接する西側から搬入して、東側のプラットホームから搬出し、施設内動線はワンウェイ（一方通行）で処理します。場内に進入する車両を監視できるように、取引関係車両の出入りは敷地南側の正門と西門を使用し、セキュリティに配慮した計画とします。

ア．陸送動線【下図 A】

- ・ 車両からの搬入は、敷地西側から行います
- ・ 早朝の車両が多い時間帯は、搬入車両の入場口を西門、出場口を北門及び正門とし、新市場棟外周を時計回りにまわる一方通行とします

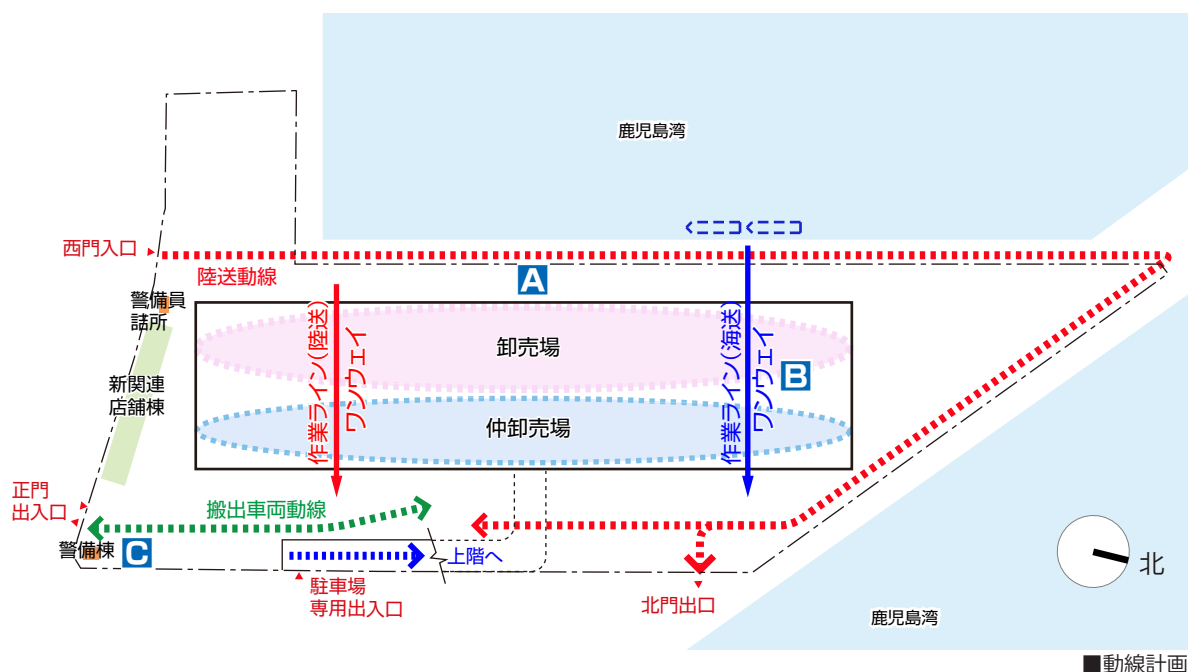
イ．海送動線【下図 B】

- ・ 船からの水揚げ・搬入は、敷地西側から行います
- ・ 荷降ろし車両と走行車両が支障なく離合できるスペースを建物と護岸の間に確保し、車両混雑の解消ができる計画とします

ウ．搬出車両動線【下図 C】

- ・ 正門から敷地内に入り、そのまま直進し、荷捌きプラットホームから商品を搬出します

通勤用車両や買出人車両は、敷地東側の駐車場専用出入口から入り、車路で新市場棟上階の駐車場に駐車します。敷地内地上面に進入させないことで、車両動線を整理し、効率的で安全な計画とします。



■動線計画

③ 各階計画

ア. 1階計画

- ・ 衛生管理機能が強く温度管理ができる閉鎖型の卸売場（一部は低温卸売場）と仲卸売場を計画します
- ・ 作業効率に配慮した作業通路を計画し、売場との出入口には、シートシャッターなどを設けます
- ・ 衛生管理エリアへの出入口には、手や長靴の洗浄スペースを設けます
- ・ 搬出口に荷捌きスペースを計画します

イ. 2階計画

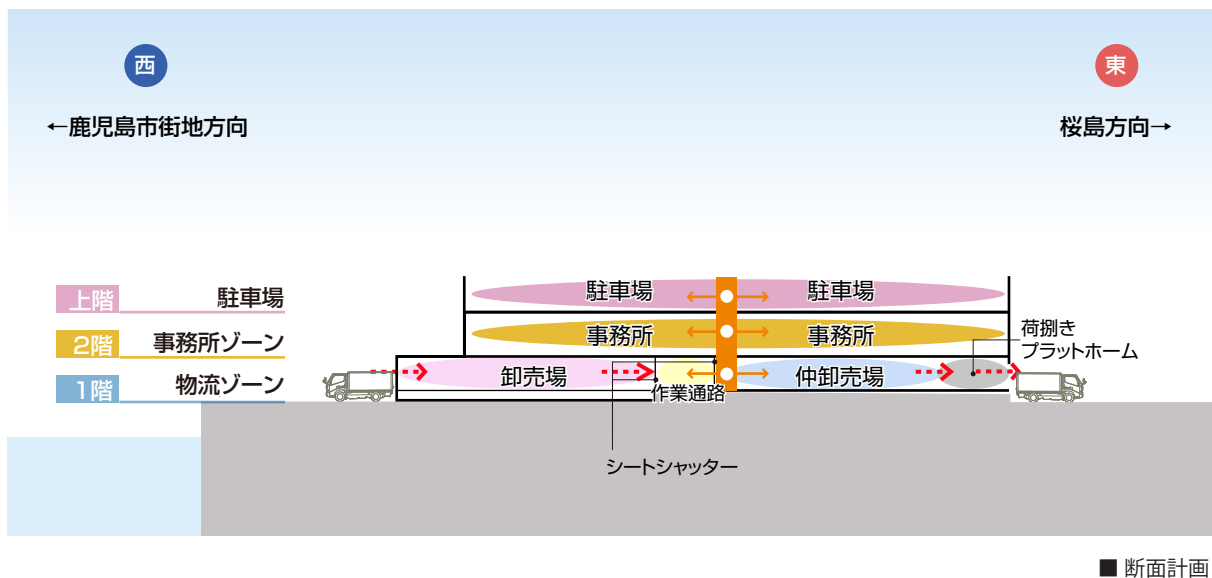
- ・ 開設者や市場関係業者の事務室を計画し、各業種ごとにゾーニングした配置とします
- ・ 開設者事務室は、市場管理に適した配置とします
- ・ 市場関係業者間のコミュニケーションがとれるスペースを計画します
- ・ その他、会議室、倉庫などを計画します

ウ. 上階計画

- ・ 市場関係業者の通勤用車両や買出人車両の駐車場を計画します

エ. その他の計画

- ・ 見学ルートは、見学者の安全や商品の衛生管理を考慮した計画とします



(2) 主要諸室計画

① 1階衛生管理エリア

ア. 卸売場

- ・ 高床式搬入口とフラット式搬入口を計画します
- ・ 搬入口には、冷気の流出を少なくするため、ドックシェルターやビニールカーテンなどを設置します
- ・ 合理的で効率的な空調とするために、適切な天井高さとします

イ. 仲卸売場

- ・ 各業者スペース間には、作業用通路を計画します
- ・ 搬出口に近く、荷捌きのできるスペースを計画します

ウ. 作業通路

- ・ せりで落とした商品を、仲卸売場へ移動するためのスペースとして計画します
- ・ フォークリフトやターレットが離合できる幅を確保します

エ. 冷蔵庫

- ・ 売場からのアクセスに配慮した配置とします
- ・ 内部温度を管理するため、前室をつくります

オ. 低温卸売場

- ・ 卸売場より室内温度が低くなるため、前室を設け空調のロスをなくします

② 1階その他エリア

ア. エントランス

- ・ 卸売場、仲卸売場及び精算代払機関へのアクセスが良く、建物外部からも認識のしやすい配置とします

イ. 精算代払機関

- ・ 卸売場と仲卸売場からの利便性が良い配置とします

③ 2階

- ・ 事務室は執務環境に配慮した計画とします
- ・ 卸売業者事務室は、海路からの船の出入が管理できる計画とします

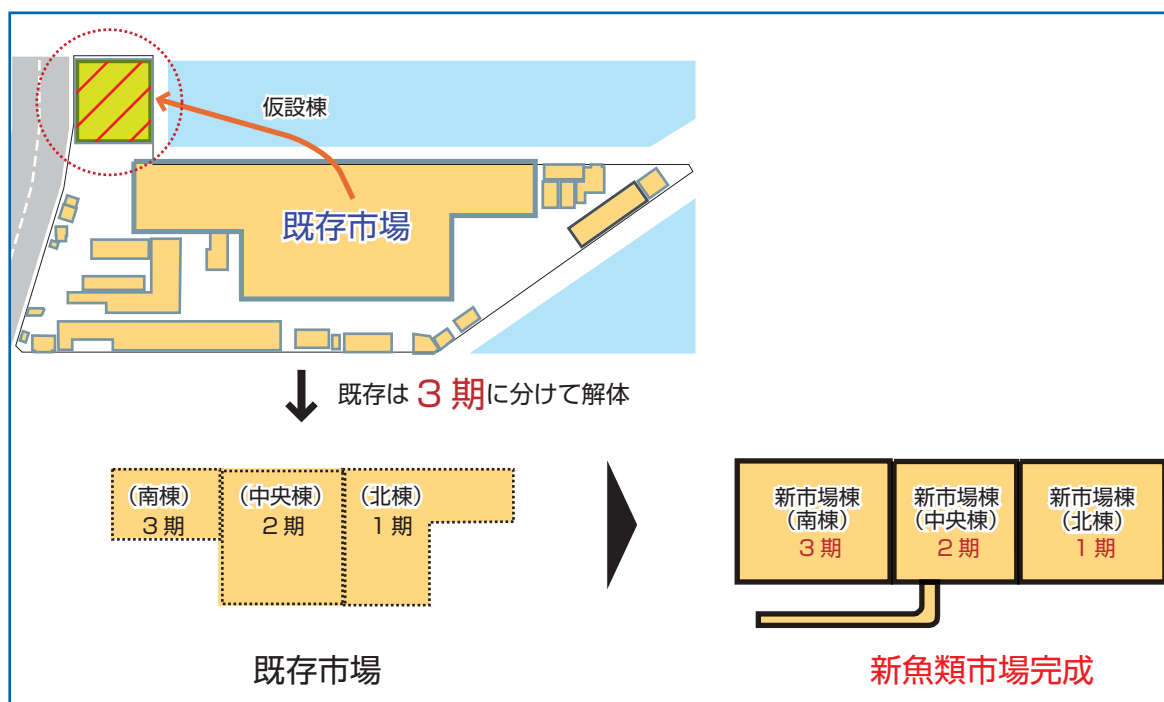
(3) 建替計画

既存市場を使用しながら部分解体を行い、建替工事を進める計画とします。そのため、既存建築物に対する構造や避難安全性の確認を行い、解体工事に着手することになります。

建替工事は、大きく3期に分けて行います。

建替工事を行うにあたり、次の事項に配慮します。

- ① 仮設建物を最小限に抑え、コスト縮減に努めます
- ② 電気設備・機械設備の切り替えは、ロスのないように必要最小限となるように配慮します
- ③ 工事期間中の仮使用は関係機関と十分な協議を行い、防災計画を策定します
- ④ 市場関係業者に工事内容を周知し、安全に十分に配慮します



■ 建替計画

5 整備に係る概算事業費

概算事業費

約84億円

[内訳]

- 新市場棟・新関連店舗棟工事費 約59億円
- 地盤改良・液状化対策費、仮設工事費、解体工事費 約25億円

第5章 再整備基本計画の推進体制

1 再整備基本計画の推進体制

(1) 再整備の手法

再整備の手法については、PFI*事業の活用も含めて検討します。

事務室の内部や活魚槽など、市場関係業者が専用する施設・設備については、原則として市場関係業者が整備することとし、詳細は、基本設計の段階で、開設者と市場関係業者が協議することとします。

(2) 推進体制

① 市場活性化のために必要な施策の推進

再整備基本計画の推進にあたっては、既存組織である魚類市場魚食普及協議会や魚類市場連絡協議会の活用を基本としますが、必要に応じて、開設者と市場関係業者による推進体制を組織します。

特に、重点戦略や魚食普及に関する施策は、開設者と市場関係業者が一体となって、魚類市場魚食普及協議会において具体的に検討・推進します。

美化活動の推進などその他の施策は、開設者と魚類市場連絡協議会とが連携しながら推進します。

施策の推進にあたっては、他市場との連携や社会情勢の変化に対して柔軟な対応ができるよう情報収集に努めるとともに、PDCAサイクル*の手法を取り入れ、継続的な改善に努めます。

② 市場取引ルールの整備

市場運営を継続しながら再整備を行うことを踏まえ、あたらしい市場におけるルールはもちろんのこと、整備工事期間中に必要なルールについても、建替計画を踏まえて整備します。

市場取引ルールの策定にあたっては、開設者が中心となって、魚類市場連絡協議会と連携しながら協議し、必要に応じて、鹿児島市中央卸売市場業務条例*及び同施行規則に基づく魚類市場取引委員会*で審議します。

③ 再整備の推進及び課題などのフォロー

基本設計の段階において、施設使用料を見据えながら適正規模での施設整備を図るため、開設者と市場関係業者が一体となって推進できるように、体制を組織します。

市場関係業者の事務所移設など、再整備に伴い発生する課題などは、開設者が中心となって、魚類市場連絡協議会と連携しながら対応します。

また、社会的な情勢の変化や国の動向等に適切に対応するため、必要に応じてローリング*を行うこととします。

2 推進スケジュール

建て替え整備に係る年次計画の詳細は、再整備の手法の選択により、決定します。

市場活性化のために必要な施策や市場取引ルールの整備については、基本計画を進める中で、協議・検討を進めます。

また、社会的な情勢の変化や国の動向等を踏まえ、柔軟に対応するものとします。

	平成 24 年度	平成 25 年度～平成 30 年度
再整備事業	PFI 導入可能性調査	
		基本設計・実施設計・再整備工事の実施

3 再整備後における開設者の管理・運営体制及び施策の推進

再整備後における開設者の管理・運営体制については、公の施設としての中央卸売市場の役割・機能や特性、また、開設者に求められる役割や必要な業務を検証した上で、市場関係業者等の意見を聞きながら、慎重に検討します。

市場活性化のために必要な施策は、引き続き推進します。

再整備基本計画の策定経過

① 策定体制

策定にあたっては、学識経験者、関係団体（市場関係業者を含む。）、公募市民、行政で構成する鹿児島市魚類市場整備検討委員会を平成22年度に設置し、本市整備計画に基づく本市魚類市場の施設整備及び活性化対策について、2か年度にわたり審議を行った。なお、市場関係業者の意見を反映するために魚類市場整備検討連絡会を、本市市内関係部局の連携を図りながら進めるために中央卸売市場整備庁内連絡会をそれぞれ設置し、具体的事項について検討を行った。

② 経過

鹿児島市魚類市場整備検討委員会の開催状況

【開催日】	【会議】	【協議事項等】
平成22年7月15日(木)	第1回整備検討委員会	事業概要・スケジュール(案)等について
平成22年10月8日(金)	第2回整備検討委員会	施設整備について
平成22年12月1日(水)	第3回整備検討委員会	施設整備及び活性化対策について
平成23年1月28日(金)	第4回整備検討委員会	施設整備及び活性化対策について
平成23年5月19日(木)	第5回整備検討委員会	国の第9次中央卸売市場整備計画等について
平成23年9月8日(木)	第6回整備検討委員会	再整備基本計画(構成案)について
平成23年10月28日(金)	第7回整備検討委員会	再整備基本計画(素案)について
平成23年11月28日(月)	第8回整備検討委員会	再整備基本計画(素案)について
平成24年1月25日(水)	第9回整備検討委員会	再整備基本計画(素案)について
平成24年3月10日(土)	第10回整備検討委員会	再整備基本計画(素案)に関するパブリックコメント手続の処理状況について 再整備基本計画(案)について

魚類市場整備検討連絡会の開催状況

[平成22年度] 第1回～第9回

[平成23年度] 第10回～第22回

中央卸売市場整備庁内連絡会の開催状況

[平成22年度] 第1回～第2回

[平成23年度] 第3回～第7回

再整備基本計画(素案)に係るパブリックコメント手続の意見等の募集期間

平成24年2月7日(火)から同年3月7日(水)まで

③ 鹿児島市魚類市場整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市中央卸売市場整備計画（以下「整備計画」という。）に基づく鹿児島市中央卸売市場魚類市場（以下「魚類市場」という。）の施設整備及び活性化対策について学識経験者等の意見を踏まえて検討するため、鹿児島市魚類市場整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 魚類市場の施設整備についての基本計画案の作成に関すること。
- (2) 魚類市場の活性化対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員長等の職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員（委員長及び副委員長である委員を含む。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、魚類市場において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月30日から施行する。

④ 鹿児島市魚類市場整備検討委員会等の委員

【鹿児島市魚類市場整備検討委員会 委員】

役職名等	委員氏名
鹿児島大学水産学部 教授 [委員長]	佐野 雅昭
鹿児島県経済同友会 常任幹事 [副委員長]	田所 泰博
鹿児島大学大学院理工学研究科 准教授	木方 十根
鹿児島市地域婦人会連絡協議会 理事	吉原 政子
社団法人鹿児島県観光連盟 専務理事	松永 祐吉
鹿児島県漁業協同組合連合会 専務理事	岩屋 哲二
鹿児島市水産物卸売協同組合 理事長	平成22年度 宮崎 哲朗
	平成23年度 窪田 龍雄
鹿児島魚類市場売買参加者協同組合 代表理事	隈元 仁
公募委員	久賀 みず保
公募委員	久保 円
公募委員	塩屋 晋一
鹿児島県商工労働水産部水産振興課 水産流通対策監	平成22年度 柳原 重臣
	平成23年度 小湊 幸彦
鹿児島市経済局商工振興部 部長	的場 睦夫
鹿児島市経済局農林水産部 部長	平成22年度 山下 正人
	平成23年度 宮下 善穂
鹿児島市建設局建築部 部長	平成22年度 有村 光文
	平成23年度 藤山 幸一

【魚類市場整備検討連絡会 委員】

卸売業者を代表する者 4名 [内2名は、会長・副会長]
仲卸業者を代表する者 2名
関連事業者を代表する者 1名
売買参加者を代表する者 2名
移動販売業者を代表する者 1名

【中央卸売市場整備庁内連絡会 委員】

中央卸売市場長 [会長]
中央卸売市場青果市場長 [副会長]
中央卸売市場魚類市場長 [副会長]
企画財政局企画部政策企画課長
企画財政局財政部財政課長
経済局商工振興部中心市街地活性化推進室長
経済局観光交流部観光企画課長
経済局農林水産部生産流通課長
建設局都市計画部都市計画課長
建設局建築部建築課長
建設局建築部設備課長
保健所生活衛生課長

用語	解説
【あ行】	
アイドリングストップ	荷物の積み降ろし時や人待ち時などの自動車の駐停車の際、不必要にエンジンをかけたままにしないこと。 不必要なアイドリングをやめることで、自動車の燃料の節約や排出ガスの削減につながる。
アウトソーシング	社外から、生産に必要な部品や製品等を調達したり、業務の一部を一括して他企業に請負わせる経営手法。
いおの日	魚類市場魚食普及協議会が、本市中央卸売市場開設70周年（平成17年）にあたり、消費者等に水産物に対する関心を広く持ってもらい、魚の良さをアピールすることにより、低迷する水産物の消費拡大を図ることなどを目的として制定した日。 「毎月10日」を「いおの日」としている。
委託集荷	卸売業者が、出荷者から物品の販売委託（価格を卸売市場における決定にゆだね、決定された価格に応じて卸売業者が委託手数料を徴収する）を受けて行う集荷方法。 卸売市場法第36条第2項では、卸売業者は、水産物などの取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について中央卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない、と規定されている。
液状化	地震に伴う地盤の変動、地震による急激な振動や水圧などの外圧により砂粒子間の応力がなくなり、せん断抵抗を失い流動化しやすい状態になること。 流量の多い河川の旧河道、海岸、河床、砂材を用いた埋め立て地、砂質地盤などで起こり易く、水が地表面に噴出したり、地盤に亀裂が入ったり沈下したりする。
卸売業者	卸売市場において、出荷者からの商品の販売の委託を受け又は物品を買い付けて、仲卸業者、売買参加者その他の買出人に対し、卸売行為を行う業者。 卸売市場法第15条第1項では、中央卸売市場において卸売の業務を行なおうとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならない、と規定されている。
卸売市場整備基本方針	卸売市場法第4条に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めている卸売市場の整備を図るための基本方針。 現行の第9次卸売市場整備基本方針は、平成22年10月に策定・公表された。
卸売市場法	卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする法律。
温室効果ガス	地表面から放出される赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室のような効果をもつ大気中の気体の総称。 二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなどがある。近年、これらの温室効果ガスの増加による地球の温暖化が進み、気候の変化、海水面の上昇などの地球規模の環境問題が生じるとして憂慮されている。
【か行】	
買いごろ・食べごろ	地元紙「南日本新聞」にて、毎週水曜日に掲載される旬の水産物・青果物の情報を紹介している記事。 魚類市場魚食普及協議会ホームページ「いお・かごしま」では、バックナンバーを含めて、水産物の情報を発信している。 「いお・かごしま」： http://www.io-kagoshima.net/

用語	解説
開設区域	卸売市場法第7条に基づき、農林水産大臣が、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と定められた都市及びその周辺区域を指し、その区域を一体として流通の円滑化を図る必要があると認められる区域に指定した区域。 本市魚類市場の開設区域は、鹿児島市の区域である。
開設者	(中央卸売市場) 卸売市場法に基づき、農林水産大臣の認可を受けて、開設区域において中央卸売市場を開設する地方公共団体。 本市魚類市場の開設者は鹿児島市で、施設の維持管理や、取引が適正に行われるよう業務の指導監督にあっている。
買出人	仲卸業者から市場の取扱商品を仕入れる者。 一般的には小売業者などの需要者及び加工業者などである。
鹿児島市 地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づいて、鹿児島市の地域にかかる防災に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とする計画。
鹿児島市中央卸売市場業務 条例	鹿児島市中央卸売市場に係る卸売市場法に基づき規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする条例。
かごしま旬のさかな	かごしまの豊富な魚介類の中から、季節ごとの旬の味などに着目し選定された18種の魚介類。 鹿児島県が、平成6年4月に選定した。
春(3月～5月)	マダイ・カツオ・アオリイカ・トビウオ
夏(6月～8月)	キビナゴ・トコブシ・マダコ・ウナギ
秋(9月～11月)	バショウカジキ・ツキヒガイ・サバ・カンパチ・アサヒガニ
冬(12月～2月)	ブリ・マイワシ・カサゴ・イセエビ・クルマエビ
関連事業者	開設者の許可を受けて、市場機能の充実を図り、又は市場を利用する人達に便益を提供するため、市場内の店舗その他の施設において業務を営む者。 本市魚類市場では、精算代払機関、製氷・冷蔵・冷凍業、運送・運搬業、容器・包装資材取扱業、飲食店営業、日用雑貨取扱業などの事業者が営業している。
企業行動規範	卸売市場に対する生産者、実需者及び消費者の信頼の確保と向上に向けて、コンプライアンスの徹底を図るために作成する規範。
旧耐震構造の建物	建築基準法の昭和56年改正以前の耐震基準で建てられた建築物。 該当建築物は新しい基準(新耐震)の耐震性能が確保されていない可能性がある。
魚類市場魚食普及協議会	正式名称は「鹿児島市中央卸売市場魚類市場魚食普及協議会」。 消費者への魚食普及を図ることを目的として、市場関係業者で構成されている。
魚類市場取引委員会	本市魚類市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるために設置する委員会。
魚類市場連絡協議会	正式名称は「鹿児島市中央卸売市場魚類市場連絡協議会」。 公正な取引など市場内の諸問題を協議し、対応することを目的として、市場関係業者で構成されている。

用語	解説
高度地区	用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区。
コールドチェーン	生鮮食料品を生産から消費までの間、低温又は冷蔵や冷凍のまま物流する方式。低温流通体系ともいう。
コンプライアンス	法令遵守。 ルールに従って公正公平に業務を遂行すること。
【さ行】	
産地市場	卸売市場のうち、生産地又は水揚港などにある市場であって、出荷者から出荷された物品を他市場、主として消費地市場に出荷することを目的としている業者に対し卸売をする市場。
市場関係業者	卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者及び買出人。
事業継続計画（BCP） [=業務継続計画]	地震・水害等の災害発生などにより、職員・従業員の一定割合が出勤できない場合においても、必要な通常業務を継続して実施し、可能な限りサービスを維持するため、業務の継続の可否等を整理する計画。 本市では「鹿児島市業務継続計画」の中で、職員の概ね40%が登庁不可になる状況を想定し、継続する業務と、中断又は中止する業務とに分類している。BCPは、「Business Continuity Plan」の略称。
需要者 [=実需者]	特定の商品や商材などに需要のある者。 再整備基本計画の中では、市場で水産物などの取引を行う小売業者や外食・中食業者などを示す。
出荷者	卸売業者に対して、商品の販売を委託し、又は商品を販売する者。
準工業地域	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域。
消費地市場	開設区域内の消費者へ安定的に生鮮食料品を供給することを目的とする市場。
食育	生きる上での基本であって、知徳、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
精算代払機関	関連事業者の一種で、市場内で取引される水産物及びその加工品に関する売渡代金の集金代行を主な業務とする業者。
せり売り	売り手が多数の買受希望者に互いに競争をさせ、売り手にとって最も有利となる価格で販売する方式。 入札と異なり、買受希望者が互いにその申し込み条件を知らずながら競争する公開的方法である。
【た行】	
<small>なかつかき</small> 高床式売場 [=プラットホーム式売場]	トラックの寄りつき部と、荷降場（卸売場）に、トラック荷台分の段差を設けることで、トラックからの荷降しをスムーズに行えるようにした卸売場。
ターレット	市場内の狭いところでも自由に直角にも旋回することができる便利な商品運搬車。 広く卸売市場で使用されており、本市魚類市場では、主に仲卸業者が使用している。
地産地消	地域で生産された農林水産物を、その地域で消費すること。

用語	解説
中央卸売市場	生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場。
中央卸売市場整備計画	卸売市場法第5条に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めている中央卸売市場の整備を図るための計画。 現行の第9次中央卸売市場整備計画は、平成23年3月に策定・公表された。
特別用途地区 (特定建築物制限地区)	用途地域を補完し、特別の目的から土地利用の増進、環境の保護等を図るため定める地区。本市においては、準工業地域全域について指定している。
ドックシェルター	トラックの荷台と建物の搬入口を密閉性を高めて接続し、建物内の冷気を外部へ逃がしにくくする設備。
【な行】	
仲卸業者	卸売市場において、一定の店舗を設け、卸売業者から買い受けた商品を仕分け、調整して分荷販売する業者。
なかしょく 中食	「外食」と「内食」(家庭内で調理して食べる)の中間で、惣菜や弁当などの外部で調理された食品を家で食べること。
【は行】	
売買参加者	中央卸売市場で、開設者の承認を受けて卸売業者からその取扱商品を買受ける資格のある者。
ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。 この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド(熱の島)といわれる。
フラット式売場	高床式売場に対比。建物搬入口とその外部にレベル差を設けず、船からの搬入を考慮した卸売場。
ピロティ構造	2階以上の建物において地上部分が柱(構造体)を残して外部空間とした構造。
品質管理の高度化に向けた規範	施設の整備と併せて、生鮮食料品等の鮮度保持のための温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理の高度化のための措置を記した規範。
壁面緑化	※ 『緑化』の解説を参照。
防火地域	市街地における火災の危険を防除するため定める地域。
【や行】	
用途地域	土地の合理的な利用と良好な生活環境を作り出すための規制であり、都市計画区域において指定された地域。

用語	解説
【ら行】	
ライフサイクルコスト (LCC)	建物を企画・設計・建築し、その建物を維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの、建物の全生涯に要する費用の総額。 LCCは、「Life cycle cost」の略称。
ランドマーク	その土地の目印や象徴になるような建造物。
ランニングコスト	施設などを維持管理していくための経費。
量販店	大量の商品を小売する百貨店、スーパーマーケット、セルフサービスストアその他の大型小売店の総称。
緑化	植栽や種子散布によって、その土地の植物を増やすこと。 屋上や壁面に対して行う場合、それぞれ、屋上緑化、壁面緑化などと呼ぶ。
臨港地区	港湾としての機能を十分発揮できるよう、また港湾背後地の保護育成を図るため定める地区。
ローリング	現実と長期計画のズレを埋めるため、部分的な修正等を定期的に行っていく手法。
【英数】	
BCP	「Business Continuity Plan」の略称。 ※ 『事業継続計画』の解説を参照。
LCC	「Life cycle cost」の略称。 ※ 『ライフサイクルコスト』の解説を参照。
PFI	「Private Finance Initiative」の略称で、公共施設等の設計から建設、維持管理、運営を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
PDC Aサイクル	事業活動における業務を円滑に進めるため、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。
3R	Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の略称。
Reduce	省資源化や長寿命化といった取組を通じて製品の製造、流通、使用などに係る資源利用効率を高め、廃棄物とならざるを得ない形での資源の利用を極力少なくすること。
Reuse	一旦使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処置を施しつつ製品として再使用を図る。または、再使用可能な部品の利用を図ること。
Recycle	一旦使用された製品や製品の製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料としての利用（マテリアルリサイクル）または焼却熱のエネルギーとしての利用（サーマルリサイクル）を図ること。

鹿児島市中央卸売市場魚類市場再整備基本計画

平成 24 年 3 月

編集・発行 鹿児島市中央卸売市場魚類市場

〒 892 - 0835

鹿児島市城南町 37 番地 2

電 話 099 - 223 - 0310